

整理番号：4－1

提言題名：街路樹の剪定について

**【提言の要旨】**

都市に品格を与える街路樹であり、都市を印象づけるものであると思います。公共財産であると存じます。残念ながら道路管理予算、街路樹管理予算の抑制、削減のため、剪定頻度の減少が「ぶつ切」をもたらして、樹勢、景観を低下させ、倒伏事故や街路樹診断が必要の流れかと思われます。(ぶつ切/空洞、枯損、腐朽、根の破断)

日本伝統の「透かし剪定」の文化を継承しつつ、樹冠を最大化するなど「街路樹管理基準」「管理体制」「予算」について自然環境と社会の良いバランスとなりますようご配慮方、よろしくお願い申し上げます。

(令和2年11月受付)

**【回答の要旨】**

取手市内における街路樹についてですが、造園業者などに業務委託して街路樹剪定を行っております。しかし、予算の関係から高木の剪定は毎年実施出来ない状況であります。

そんな状況の中、街路樹が植樹された道路に隣接する企業や住民の方々からも多くの苦情・要望をいただいております。

また、自動車や歩行者の安全な通行が確保され得るよう、一定の幅、一定の空間の範囲内には通行の障害とならないような物を設けてはならない基準がございます。車道の上空は4.5m、歩道の上空2.5mの範囲には何も設けないという基準となります。この基準に沿った街路樹管理を実施しなくてはなりません。

上記のことからも街路樹の強剪定という方法を採用し、自動車や歩行者の安全な通行の確保、近隣環境との調和を目的として実施させて頂いております。

ご理解いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

(管理課 令和2年11月回答)